

大規模災害時における被災者支援に関する協定

忍野村（以下「甲」という。）、山梨県行政書士会（以下「乙」という。）及びファナック株式会社（以下「丙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における被災者の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、大規模災害時に甲の被災者（被災した丙の従業員を含む。）の支援を効率的に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務の範囲）

第2条 前条に規定する行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

(1)被災者支援相談窓口（以下「支援相談窓口」という。）の設置

(2)り災証明書の発行等、甲が災害対策として実施する業務につき乙に協力を要請し、乙がその要請に応じて行う甲への会員の派遣

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害時に災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法が適用された場合において必要と判断したときは、乙に対して協力を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 前条の協力要請は、業務の内容、業務の量、業務を実施する場所及び期間等を明示した協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、電子メール等の方法により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第3条による協力要請を受けたときは、速やかにその要請を実施するための体制を確立し、その状況を甲に通知するものとする。

2 乙は、被災により甲に赴いてこの協定に定める行政書士業務を行うことができないときは、その旨を甲に通知し、甲はこの通知を丙に伝えるものとする。

（体制整備）

第6条 乙は、前条第1項による体制の確立が速やかに行えるよう備えるとともに、甲、乙及び丙は、連絡担当者を定め書面で通知し合う等平時から情報交換及び連絡調整に努めるものとする。

（行政書士業務の実施施設の提供）

第7条 乙が第2条に規定する行政書士業務を行うための施設については、甲が指定し乙に提供する。

2 丙は甲に対して、被災した従業員のための支援相談窓口を甲の区域に所在する丙の施設内に設置するよう求めることができる。

3 前項の規定により設置した支援相談窓口は、甲の住民も併せて利用できるものとする。

（費用負担）

第8条 乙の会員がこの協定により実施する行政書士業務について必要となる費用は、乙が負担するものとする。ただし、乙の会員が前条第2項の規定により設置した支援相談窓口に赴いた報酬及び旅費については、乙の内規を基準に乙と丙が協議し、丙が負担するものとする。なお、乙は、相談内容により調査等の費用が別途必要となる場合は、相談者から徴収することができる。

（業務中の災害補償）

第9条 乙の会員がこの協定により実施する行政書士業務の従事中に負傷し又は死亡した場合の補償は乙が負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りではない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙又は丙のいずれからも書面による更新しない旨の申出がない限り、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（協定の終了）

第11条 甲、乙又は丙は、この協定の継続が困難になる事由が生じた場合は、相手方当事者にその旨を書面をもって通知することにより、この協定を終了させることができる。

（協議）

第12条 この協定に定めがない事項及び協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証する為、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年7月22日

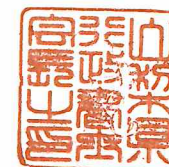
甲 忍野村 村長

大森 孝一



乙 山梨県行政書士会 会長

有賀 一雄



丙 ファナック株式会社 代表取締役社長 兼 CEO

山口 賢治

